

下請等取引条件改善策の進捗状況 について

平成29年3月

トラック運送に係る取引条件改善に向けた取り組み（進捗状況）①

項目	取組	進捗状況
①自主行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・関係業界に対し自主行動計画の策定要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・28年11月、根本大臣政務官から全日本トラック協会の大手事業者に対し、「トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画」の策定を要請。 ・28年12月より、全日本トラック協会物流ネットワーク委員会において、全3回の策定チーム会議での議論を経て、本年3月2日に大筋合意。 ・本年3月9日、全日本トラック協会理事会において、「<u>トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画</u>」について承認。
②荷主への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライバーの労働時間ルールの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライバーの労働時間に関するルール等をまとめたリーフレット（1枚もの）を作成し、荷主所管省庁の協力を得て、荷主関係団体に配付済み。 ・引き続き、荷主との協議会など各機会を捉えてリーフレットを配付し、荷主への周知を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・荷主所管省庁への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・28年12月、根本大臣政務官から経済産業省及び農林水産省に対し、取引条件の改善に向けた荷主への働きかけについて協力を要請。 ・協力要請後、業種別下請ガイドラインの改訂に際し、<u>トラック下請ガイドラインの内容の反映等により周知。</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切事例（リーフレット）の作成・周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な取引事例のリーフレット及び価格交渉ノウハウハンドブックを作成。
③交渉しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック運送事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック作成・周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県のトラック協会、全都道府県に設置された荷主との協議会等において配付。 ・2月14日～3月3日の間、<u>全国9ブロックで「トラック運送における生産性向上セミナー」を開催。</u>トラック運送事業者754名、荷主269名が参加。 ・その他、トラック協会の開催するセミナー等の活用等、あらゆる機会を捉えて周知徹底・浸透を図る。

トラック運送に係る取引条件改善に向けた取り組み（進捗状況）②

項目		取組	進捗状況
④法令の運用	独禁法	・物流特殊指定調査の拡充（28年10月、荷主向け調査票を倍増して発送（1.5万通→3万通））	・引き続き、物流特殊指定の調査対象の選定に資するよう、国土交通省から公正取引委員会に荷主に係る情報を提供。
	業種別ガイドライン	・トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインの改訂	・下請法の運用基準の改定を踏まえ、また、取引条件の改善に向けさらに追加すべき事項を整理し、トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインを今年度内に改訂予定。
	荷主勧告	・荷主勧告制度の運用改善検討	・過労運転等の違反通報があった場合に荷主に対し改善に向けた協力を依頼できるよう、運用を見直し。 ・29年4月以降の本格運用開始に向け、地方運輸局との間での運用のあり方について検討中。
	貨物自動車運送事業法	・貨物自動車運送事業輸送安全規則(省令)を改正し、 <u>トラック運送事業者</u> に荷積み・荷下ろし開始・終了の日時等の記録を義務付け。	・パブリックコメント等必要な手続きを経て5月に公布予定。
⑤トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会		・パイロット事業の実施	・47都道府県に設置されている地方協議会において、荷主と共に労働時間の改善を図る実証実験（パイロット事業）を実施中。 ・2月1日に中央協議会を開催し、進捗状況を把握。今年度末に結果を取りまとめ、全国展開を図る。
⑥運賃・料金検討会		・トラック運送業の適正運賃・料金検討会	・運賃・料金の收受実態等に関するアンケートを実施。 ・アンケート結果を踏まえ、具体的な運賃・料金の適切な收受に向けた方策を検討。

項目	主な実施事項
I.計画の概要	<p>【1.計画の目的】 個々の事業者における適正取引推進等のための取組を一層推進させること</p> <p>【2.計画を実践する事業者】 全日本トラック協会物流ネットワーク委員会を構成する大手運送事業者19者が実施。</p> <p>【3.計画が対象とする取引範囲】 下請法規制対象外の取引についても適用。</p> <p>【4.計画取組上の留意点】 本計画に基づき、本年6月末までに各社独自の自主行動計画を策定。</p>
II.適正取引推進に向けた重点課題に対する取組事項	<p>【1.コスト負担の適正化】 ①作業内容や時間単価を明らかにし実費を別建てで支払うなど、附帯作業料、荷待ち料金、高速道路料金等のコスト負担に関するルールの明確化及び燃料・人件費等の上昇分を考慮した負担ルールの設定</p> <p>②運送、取引条件については、十分な協議を実施 等</p> <p>【2.運賃・料金の決定方法の適正化】 下請運送事業者の原価を考慮した運賃・料金の設定 等</p> <p>【3.契約書の書面化推進】 下請運送事業者とは基本契約を締結するなど、原則100%の書面化を実施。 等</p> <p>【4.支払条件の適正化】 運賃・料金の支払いについては、可能な限り現金払。また、手形サイトは将来的に60日を目標として改善に努める 等</p>
III.荷主と下請運送事業者の協働による課題解決に向けた取組事項	<p>【1.多層化取引に係る取引適正化】 ①適正取引や安全義務の観点から、全ての取引について、原則、2次下請(※)までに制限 ②改善基準告示違反の可能性があることを理由に、自社運行せずに下請運送事業者に対して運送依頼をすることを禁止 ③高速道路料金等の実費について、下請運送事業者から実運送事業者に対し支払いが確実になされているか確認 等 (※)例：荷主⇒元請⇒1次下請⇒2次下請</p> <p>【2.改善基準告示の遵守及び長時間労働抑制】 ①荷主からの運送依頼を受ける時点で、改善基準告示を遵守できるかどうか確認 ②改善基準告示を遵守できない事例が確認された場合、発着荷主と十分に協議し、改善基準告示の遵守、長時間労働改善に向けた取組を実施 等</p> <p>【3.生産性向上（付加価値向上）】 発着荷主及び下請運送事業者と連携し、附帯作業時間、荷待ち時間等の課題を整理し、業務改善を実施 等</p>
IV.下請ガイドラインの遵守	<p>・取引適正化の推進のために、国土交通省、公正取引委員会が策定した各種ガイドライン等を参考に、行動マニュアル、取引・契約に関する社内ルール等の見直し、整備</p>
V.推進体制の整備	<p>【1.組織体制の整備】 本計画を推進するための責任部署の設置、担当者の配置 等</p> <p>【2.人材育成】 本計画の実効性の確保に向け、研修会等を実施</p> <p>【3.フォローアップ】</p> <p>①各社によるセルフ・フォローアップ：本計画取組事業者は、フィードバック手法等について検討を行い、取組ルールを整備し、確実に実施 等</p> <p>②全日本トラック協会によるフォローアップ：中企庁・経産省が定める業種横断的なフォローアップ指針を踏まえ実施 等</p> <p>【4.普及啓発】 19事業者以外の大手運送事業者についても、本計画を率先して実践するよう、関係者へ働きかけ</p>

項目	取組	進捗状況
①自主行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・関係業界による自主行動計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・28年12月21日、根本大臣政務官から日本建設業連合会に対し「建設業の適正取引推進のための自主行動計画」の策定を要請。 ・<u>年度内に自主行動計画を策定予定。</u>
②下請代金の支払手段の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業団体への周知 ・建設業法令遵守ガイドラインの改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・中企庁による下請代金の支払手段の通達見直し等について、28年12月20日、経産・国交・公取委連名で建設業団体あて周知徹底を要請。 ・下請代金の支払手段の見直し等を踏まえ、<u>年度内に建設業法令遵守ガイドラインを改訂予定。</u>
③建設業者と金属加工業者との適正取引に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体への要請文書の発出を検討 ・建設業法令遵守ガイドラインの改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省と、要請文書案を協議中。

項目	取組	進捗状況
④建設業取引適正化推進月間（11月）	<ul style="list-style-type: none"> ・取引適正化に向けた講習会の開催 ・集中立入検査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方整備局各ブロックで講習会を開催。 ・見やすさ、読みやすさを重視した下請取引適正化リーフレットを新たに作成し、広く配布。
⑤技能労働者の適切な賃金水準の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事設計労務単価の引き上げ ・政務より業界団体へ適切な賃金の支払い等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・本年2月10日に公共工事設計労務単価の5年連続引き上げを公表、3月1日より適用 ・労務単価引き上げを踏まえ、本年3月3日に大臣より業界団体へ適切な賃金の支払い等を要請
⑥建設業における社会保険未加入対策	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な法定福利費の確保 ・社会保険未加入対策の徹底による公平な競争環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・28年12月21日、第7回社会保険未加入対策推進協議会を開催。 ・社会保険加入の原資となる適切な法定福利費の確保に向けて、法定福利費が発注者から下請企業まで適正に支払われるよう関係者間で申し合わせ。 ・29年4月以降、国土交通省直轄工事において二次以下の下請業者を社会保険等加入業者に限定。

背景

○ 下請代金の支払手段に係る動き

平成28年12月に下請中小企業振興法に基づく振興基準等が改正され、下請代金の支払手段について見直し。

○ 建設企業と金属加工業者との取引に関わる課題

下請ヒアリング等で確認された課題に係る経済産業省からの要望。

改正概要

○ 下請代金の支払手段について項目を追加

下請中小企業振興法に基づく振興基準等の改正を踏まえ、下請代金の支払手段に係る項目を追加し、下記内容について明記。

① 下請代金はできる限り現金払い

② 手形等による場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分協議

③ 手形サイトは120日を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努力

○ 違反行為事例の充実

① 立入検査で多く見られる違反（のおそれのある）行為事例を追加。

② 経済産業省からの要望を踏まえ、金属加工業者との取引に関わる事例を追加。

○ 関係法令の改正への対応

建設業法施行令の改正に伴い、帳簿の添付書類である施工体制台帳等の金額要件について改正。